

当地域の地域包括ケアシステム「とよひら・りんく」における身寄りがいない人に関する対応の検討

五十嵐 知文

●札幌市豊平区西岡福住地区在宅医療連携拠点事業 推進協議会(とよひら・りんく) 会長、
社会医療法人恵和会 西岡病院 副院長



とよひら・りんく合同会議での多職種グループワークの様子

1. 背景と目的

これまで医療機関では、判断能力が不十分な人や本人が自らの意思を伝えきれない状態になった場合、家族等に対して、本人の代理として、同意書へのサインや入院費の支払いなどの他、緊急時の連絡先の役割を果たす「身元保証・身元引受等」を求めてきた。しかし、これは家族等がいることが前提となっている。我が国では、少子高齢化が進展する中、認知症等により判断能力が不十分な人が増加するとともに、単身世帯の増加や頼れる家族、親族がいない人の増加がみられる。当院でも救急搬送で受け入れ後に身寄りがいないことが明らかになることや、ご本人が認知症で意思決定ができない状況となっていること、当地域の介護施設入所中の方の身元保証・身元引受等が不在となった等の事例が次第に増え、対応に苦慮している実態がある。

厚生労働省は、2019年度「身寄りがいない人の入院、および医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラン」を発出した。身寄りがいない人への対応として、成年後見制度などの活用が考えられるが、手続きに時間を要し、特に急性期医療においてはその間の対応に苦慮する実態がある。そこで、多くの医療機関が求めている「身元保証・身元引受等」の機能や役割については地域での取り組みが必要で、医療・

介護従事者のみならず、地域の行政、地域包括支援センター、医療機関、介護施設・介護事業所、弁護士等との連携が求められる。

2. 取組みの方法／期待される成果

当地域では、2011年度、厚生労働省「在宅医療連携拠点事業」の採択を受け、札幌市豊平区西岡・福住地区在宅医療連携拠点事業推進協議会(通称:「とよひら・りんく」<http://www.toyohiralink.jp/>)を設立し、活動をしている。

今回の「身寄りがいない人に関する対応の検討」について、既存の合同会議の枠組みを利用し、それに関する多職種協働の基準を定める規定、マニュアルの作成を中心に、行政、地域包括支援センター、医療機関、介護施設・介護事業所、弁護士等のご協力をいただき、西岡・福住地区の地域での対応システムの構築を図りたい。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、オンライン環境下による会議形式も検討中である。

ケーススタディー、事例報告を通して、具体的な対応策、解決策を地域の関係職種で共有をし、対応マニュアルの修正を行い、継続した活動につなげたい。継続的に症例報告等を実施し、活動を継続するとともに、対応マニュアルの修正を行っていく予定である。